

学 則

学校法人 国際総合学園

国際ビューティ&フード大学校

国際ビューティ&フード大学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法並びに美容師法(昭和32年法律第163号)及び製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)並びに調理師法(昭和33年法律第147号)の規定に基づき、衛生分野・文化教養分野に関する専門技術及び理論を習得させ、社会に貢献しうる人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、国際ビューティ&フード大学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を福島県郡山市方八町2丁目4番21号及び福島県郡山市方八町2丁目13番8号とする。

第2章 課程及び学科・修業年限・定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程、学科毎の修業年限及び定員は、別表1のとおりとする。

(学年・学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏期休業 7月21日から8月22日まで

- (4) 冬期休業 12月22日から1月9日まで
 - (5) 春期休業 3月2日から4月4日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむをえない事情がある場合は、学校長はこれを変更することができる。

第3章 教育課程・単位数及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第7条 本校の教育課程および単位数は、別表2のとおりとする。

- 2 本校における授業時間は、50分を1時間とする。

ただし、パティシエ学科及び製菓衛生師学科、調理製菓ライセンス学科については60分の授業時間数、シェフ学科及び調理師学科については45分の授業時間数をもって1時間とする。

- 3 授業時間数の特例

次の各号の一に該当する場合、課程の修了に必要な総時間数の2分の1を限度として、その履修、学修等が教育上有益で本校の教育課程に相当すると認められる場合、既に履修したものとする。

- (1) 本校以外の専修学校における授業科目の履修等
- (2) 専修学校以外の教育施設等における授業科目の履修等
- (3) 本校に入学する前(転編入学は除く)の授業科目の履修等

ただし、パティシエ学科、製菓衛生師学科、シェフ学科、調理師学科、調理製菓ライセンス学科については、教育上有益と認められるときは、本校養成施設以外の専修学校、高等学校、大学等において履修した教科科目(実習を除く)について、8単位(240時間)を超えない範囲で本校における教科科目の履修とみなすことができる。

ただし、修業年限の短縮はできない。

- 4 第3項の単位の認定は、当該学科運営会議を経て、学校長が行う。

(授業時数の単位換算)

第8条 本校の授業科目の授業時数を単位に換算する場合には、講義及び演習は15時間をもって1単位とし、実習・実技は30時間をもって1単位とする。

ただし、養成施設(美容学科、パティシエ学科、製菓衛生師学科、シェフ学科、調理師学科及び調理製菓ライセンス学科)においては、講義及び実習は30時間をもって1単位とする。

(始業及び終業)

第9条 本校の始業および終業の時刻は、9時30分から17時10分までとする。

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1名
- (2) 教員 12名以上
- (3) 講師 9名以上
- (4) 助手 必要に応じて置く
- (5) 事務職員 1名以上
- (6) 校医 1名

2 学校長は、校務をつかさどり所属教職員を監督する。

(会議)

第 11 条 本校の運営を円滑に行うために、下記の会議を実施する。

- (1) 運営会議
- (2) 教務会議
- (3) 主任会議
- (4) 非常勤講師会議
- (5) 入学選考会議
- (6) 卒業判定会議

第 4 章 入学・休学・退学等及び賞罰

(入学資格)

第 12 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくは、これに準じた学校を卒業した者
 - (2) 文部科学大臣の定めるところにより、前号と同等以上の学力があると認められる者
 - (3) 本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 18 歳に達した者
- 2 前項第 3 号にかかる審査方法については、国際ビューティ&フード大学校入学資格審査規程に定める。
- 3 本校トータルビューティ学科及びウエディング学科において美容学科通信課程を併修した者は、ヘアメイク研究学科に入学することができる。
- 4 留学生の入学資格は次の各号のすべてを満たす者とする。
- (1) 日本または外国で 12 年間以上の学校教育を修了した者、または高等学校卒業と同等の学歴を有する者。
 - (2) 日本語の読み・書き・会話が十分にでき、留学試験(日本語 200 点以上)、N2 合格または同等レベルの者。

(入学時期)

第 13 条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第 14 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、別表 3 に定める入学検定料及び必要書類を添えて期日までに出席しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可日から 7 日以内に別表 3 に定める入学金を添え入学手続きをとらなければならない。

(転科)

第 15 条 転科を希望する者は、本校の定める願書を提出し校長の許可を得なければならない。ただし、上級資格の取得などを目的とした学習意欲のある者。

- 2 転科の時期については、校長の許可するところによりこれを認める。
- 3 転科した者の履修時間、履修単位については元の学科の全部または一部を校長の許可することにより引き継ぐことができる。

(編入学)

第 16 条 次に該当する者で編入学を希望する者は、その学年に欠員があり教育の進捗状況が編入しようとする学年の前学年までの教育内容と同様又はそれ以上である場合に限り、選考の上学校長が許可することがある。

(1) 大学・短期大学・専門学校を卒業した者

(2) 前号に掲げるもの同等以上の学力があると認められた者

- 2 美容学科、ヘアメイク学科に関しては、美容師養成施設相互間においてのみ選考の対象とすることができる。編入する場合、修業期間内に美容師養成施設指定規則第 3 条第 1 項第 1 号ハに定める教科科目等が履修できるよう、既に履修した科目及びその単位数(単位により行うことが困難な美容師養成施設にあつては、時間数)等を十分検討し転入させる。

また、パティシエ学科、製菓衛生師学科、シェフ学科、調理師学科及び調理製菓ライセンス学科に関しては、前校が本校と同一の厚生労働省認定養成施設に在籍した者で、その学年に欠員があり、教育の進捗状況が編入しようとする前学年までの教育内容と同様またはそれ以上である場合に限り、選考の上、学校長が許可することができる。

- 3 本校製菓衛生師学科の課程を修了した者はパティシエ学科及び調理製菓ライセンス学科 3 年制調理師・パティシエコースの 2 年次に、調理師学科を修了した者はシェフ学科 2 年次及び調理製菓ライセンス学科 3 年制製菓衛生師・シェフコース 2 年次に編入することができる。

(欠席・休学・復学)

第 17 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって 30 日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。
- 3 休学期間は在学年限に参入しない。

(退学)

第 18 条 退学しようとする者は、その事由を記し、学校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第 19 条 学生が伝染病にかかり、またそのおそれがあるとき、その他必要があると認められる場合は、その学生に対し出席停止を命じることがある。

(身上事項の異動)

第 20 条 学生および保護者、保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動がある場合は速やかに届け出なければならない。

(卒業及び修了の認定)

第 21 条 本校所定の教育課程を修了した者には、学習評価の上、卒業証書を授与する。

- 2 次の各号に掲げる学科ごとに定める単位数以上の教育課程を修了し、かつ必要な法令に基づく教育科目及び授業時間数を履修した者には、その認定を行う。

(1) 美容学科及びヘアメイク学科

67 単位以上の教育課程を修了していること。

(2) 製菓衛生師学科

31 単位以上の教育課程を修了し、かつ製菓衛生師法施行規則第 18 条第 1 項イに定める教育科目及び授業時間数を履修していること。

(3) 調理師学科

31 単位以上の教育課程を修了し、かつ調理師法施行規則第 6 条第 1 項に定める教育科目及び授業時間数を履修していること。

(4) パティシエ学科

62 単位以上の教育課程を修了し、製菓衛生師法施行規則第 18 条第 1 項イに定める教育科目及び授業時間数を履修していること。

(5) シェフ学科

62 単位以上の教育課程を修了し、調理師法施行規則第 6 条第 1 項に定める教育科目及び授業時間数を履修していること。

(6) 調理製菓ライセンス学科 (2 年課程)

62 単位以上の教育課程を修了し、かつ製菓衛生師法施行規則第 18 条第 1 項イ及び調理師法施行規則第 6 条第 1 項に定める教育科目及び授業時間数を履修していること。

(7) 調理製菓ライセンス学科 (3 年課程)

93 単位以上の教育課程を修了し、かつ製菓衛生師法施行規則第 18 条第 1 項イ及び調理師法施行規則第 6 条第 1 項に定める教育科目及び授業時間数を履修していること。

(8) ビューティビジネス・情報大学科（4年課程）

124単位以上の教育課程を修了していること。

なお、第2号から第7号に掲げる学科については、各号で定める単位数を修了していない場合は、養成施設の卒業についても認められない。

(9) 第1号から第8号以外の学科

1年課程においては31単位以上、2年課程は62単位以上、3年課程は93単位以上、4年課程は124単位以上の教育課程を修了していること。

- 3 前項により、当該学年における所定の教育課程の修了が認められない者については、原学年に留め置くことができる。また進級させても、所定の単位を修得していない者には、補講その他の方法で当該科目の単位を修得せしめることがある。ただし、学校長が許可した休学期間を除き、本校の休学期間は在籍していた修業年限と同じ期間を超えることができない。
- 4 第2項により、本校所定の全教育課程を修了した者には、運営会議を経てその認定を行い、卒業証書を授与する。ただし、欠席日数が出席すべき日の3分の1(実習教科は5分の1)を超える者については、原則として卒業を認めない。
- 5 卒業証書は、様式1-1とする。
- 6 このほか、成績評価については別に定める。

(専門士称号授与)

第22条 別紙1掲げる特定専門課程を修了した者は、当該専門課程の専門士の称号を授与する。

(高度専門士称号授与)

第23条 別表1に掲げる大学院入学資格が付与される学科を修了した者は、高度専門士の称号を付与する。称号付与書は様式1-3のとおりとする。

(国家資格)

第24条 本校のシェフ学科及び調理師学科の学生並びに調理製菓ライセンス学科のシェフコース及び調理師コースを選択した学生のうち、それを修了した者は、調理師法第3条第1項の規定に基づき、調理師となる資格を有する。

(国家試験受験資格)

第25条 本校の美容学科及びヘアメイク学科の所定の学修を修了した者は、美容師法第4条第3項の規定に基づき、美容師国家試験の受験資格が与えられる。
また、本校のパティシエ学科及び製菓衛生師学科の学生並びに調理製菓ライセンス学科でシェフコース及び調理師コースを選択した学生のうち、それを修了した者は、製菓衛生師法第5条第1項の規定に基づき、製菓衛生師国家試験の受験資格が与えられる。

(褒章)

第 26 条 成績優秀にして他の模範となる者については、褒賞することがある。

(懲戒)

第 27 条 次の各号の一に該当する者については、退学を命じることがある。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第 28 条 学生で次の各号の一に該当する者については、学校長が除籍することがある。

- (1) 死亡の届出があった者
- (2) 行方不明の届出があった者
- (3) 授業料等納付の義務を怠り、催促してもなお納付しない者

第 5 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 29 条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目についての履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目履修生に関する事項は別に定める。

第 6 章 入学金・授業料・その他

(入学金・授業料等)

第 30 条 本校の入学金、授業料等は別表 3 のとおりとする。

2 前項に定める授業料等を三箇月以上滞納した場合は、出席停止とする。

(寄宿舎)

第 31 条 寄宿舎に関する事項は、学校長が別に定める。

(健康診断)

第 32 条 健康診断は、毎年 1 回学校保健安全法の規定に基づき、別に定めるところにより実施する。

(附帯事業)

第 33 条 本校は、その目的達成のため、附帯教育事業を行うことがある。

- 2 附帯教育事業として、社会人等を対象とした講座を実施する。
- 3 附帯教育事業として、美容学科通信課程をおく。
- 4 前号 3 の事項は、別に定める。

(学校評価)

第 34 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、五年に一度外部の識見を有する者による評価を行う。

- 2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(教職員研修)

第 35 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教職員に対し、必要な研修を行う。なお研修に必要な事項は別に定める。

第 7 章 補則

(補則)

第 36 条 養成施設としての認定を受けている学科における運営、当該資格の付与その他の基準等については、養成施設指定規則に準ずる。

第 37 条 この学則の実施に関し、必要な事項は学校長が別に定める。

- 2 必要と認める場合は、この学則に 1 又は複数の別紙を添付することができる。

附則

1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 15 年 3 月 31 日現在、郡山テクノデザイン専門学校のビューティモード科・ファッションデザイン科・ファッションビジネス科に在籍する者については、国際ビューティ・ファッション専門学校の 2 年生に編入学する。

- 2 平成 16 年 2 月 17 日改訂
- 3 平成 17 年 3 月 9 日改訂
- 4 平成 17 年 4 月 1 日改訂

学費について平成 17 年 3 月 31 日に在籍する者については、なお従前の例による。

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

5 平成 18 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

6 平成 19 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

7 平成 20 年 2 月 26 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

8 平成 20 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

9 平成 21 年 2 月 27 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

10 平成 21 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

11 平成 21 年 10 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

12 平成 22 年 2 月 26 日改定

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

13 平成 22 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

14 平成 22 年 11 月 29 日改定

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

15 平成 23 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

16 平成 23 年 12 月 22 日改定

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

17 平成 24 年 4 月 1 日改定

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

18 平成 24 年 8 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

19 平成 25 年 1 月 29 日改定

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

20 平成 25 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

21 平成 26 年 1 月 28 日改定

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

22 平成 26 年 4 月 1 日改定

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

23 平成 27 年 2 月 19 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

24 平成 27 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

25 平成 28 年 3 月 30 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

26 平成 28 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

27 平成 29 年 3 月 31 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

28 平成 29 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

29 平成 30 年 3 月 30 日改定

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

30 平成 30 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

31 平成 31 年 3 月 29 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

32 平成 31 年 4 月 1 日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

33 令和 2 年 2 月 29 日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

34 令和 2 年 4 月 1 日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

35 令和 3 年 3 月 31 日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

36 令和 3 年 4 月 1 日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

37 令和 4 年 3 月 31 日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

38 令和 4 年 4 月 1 日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

39 令和 5 年 3 月 31 日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

40 令和 5 年 4 月 1 日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

41 令和 6 年 3 月 31 日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

42 令和 6 年 4 月 1 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、前年度以前の入学生については、入学時の学則が卒業時まで適用される。

43 令和 7 年 3 月 31 日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、前年度以前の入学生については、入学時の学則が卒業時まで適用される。

44 令和7年4月1日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、前年度以前の入学生については、入学時の学則が卒業時まで適用される。

45 令和8年3月31日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、前年度以前の入学生については、入学時の学則が卒業時まで適用される。

46 令和8年4月1日改訂

ただし、学則の変更にかかわらず、前年度以前の入学生については、入学時の学則が卒業時まで適用される。